

# 各区務所往復 明治十二年一月

About "Kakukumusyo oufuku"

-A Records of Ishikari River flood in 1879-

工藤 義衛\*

Tomoe KUDOU\*

## 要 旨

「各区務所往復 明治十二年一月」は、明治12年春に起こった石狩川洪水の際に石狩本町地区の区務所から開拓使本庁に送られた文書を中心とする史料で、当時の住民や開拓使の洪水に対する感情や対応を知ることができる。

キーワード：石狩川洪水，住民自治，治水

## はじめに

今回紹介する史料は、北海道立文書館が所蔵する『各区務所往復 明治十二年一月 戸籍課』（簿書3123）から明治12年に石狩本町市街を襲った洪水に関する部分を抽出したものである。

本史料には、洪水の状況についての生々しい報告や開拓使と住民の洪水への対応の齟齬から生じた軋轢など従来知られていなかった内容が多い。本文の読み下しを紹介すると共に、内容について若干の解説を加えた。

史料を紹介するにあたり、解読の便を図るため標題と番号を付した。また、句読点を適宜加えた。異体字・俗字などは正字に直し、常用漢字があるものはこれを使用した。合字は普通仮名に改めたが、変体仮名のうち、而、者、江はそのままとし小字で示した。朱書、後筆はそれぞれ「」で囲み後に（朱書）、（後筆）とした。

## 史料の概要

史料1、2は石狩の区務所が開拓使本庁に送った明治12年4月末から5月初にかけての洪水の被害状況の報告である。史料を見ると当時、区務所

は洪水時の対応に苦慮しており、戸長、組頭などの主だった住民に相談していた。しかし、住民たちは「もともと砂地なので杭を打つなど補強工事をして底から崩れるのでどうしようもない」

（元来砂地ニ付杭打土俵据付等ノ手当仕候ニモ水底岸ノ方ヨリ欠一時ニ打流シ中々防方可及モノニ無之）という諦めにも似た考えを持っており、あまり水防工事に積極的ではなかった。これに対し開拓使本庁は、調所書記官、佐藤権少書記官などの幹部職員が石狩に来て水防工事を督励していたらしい。洪水に対しては、住民と開拓使本庁の間に大きな温度差があり、区務所はその間に立って苦慮した様子が見て取れる。視察に来た佐藤権少書記官が住民の対応が不十分だとされた際には、「出来る出来ないはともかく、住民一同が努力してほしい（及フト及ハザルハ免ニ角一同尽力致呉候様）」と住民を水防工事に当たらせている。しかし、必死の作業で施した護岸工事も翌日にはあっけなく流失したため、住民の士気は下がり、疲労も極限に達した。そのため花畔村、生振村から応援を頼んで水防工事を行うこととなった。

5月2日になると事態はさらに悪化し、船場町の住宅6戸が流失の恐れが生じ解体した。3日の朝には6ヶ所の波止場の半数が流失し、3ヶ所を

\* いしかり砂丘の風資料館 〒061-3372 北海道石狩市弁天町30-4

残すだけとなった。そのため花畔，生振両村からの加勢も受けて4号波止場を存分に補強した。しかし，3日の夕方には精錬所の下流にある波止場が流失し，その下の波止場もかなり弱ってきた。4日には船場町の住宅2戸，駅通表通りの板倉も危なくなったので解体を開始した。被害は花畔村にも及び，2戸が床上浸水し，茨戸に避難したが浸水した家の中に舟を入れて凌いでいるという状況であった。

史料5は，石狩の住民から区務所に提出された文書を本庁に送る際の文書である。この文書には区務所の意見を述べた文書（「石狩市民ノ儀ニ付奉歎願書」以下「嘆願書」）のほか，別紙として本庁から住民に対して送られた洪水時の対応を難詰する文書（以下「説諭書」）とこれに対する住民の回答「御尋問ニ付御答」（以下「回答書」）が添付されている。そこで時系列に整理してこの一件を見て行くことにしよう。

まず5月に開拓使から住民に宛てて「説諭書」が送られてきた。この「説諭書」で開拓使は次のように述べている。石狩川河口部の治水については，明治10年から多額の公費を投入して堤防や波止場（波止場状の水制工）の建設を進めてきた。それも「石狩の住民は漁民を除いて税金を払っていない（当石狩市中漁民ヲ除クノ外未タ以テ租税ノ上納ナシ）」にもかかわらず行ったのだ。

ところが石狩の住民は「組頭が奔走して水防工事にあたる人員の手配をしても，都合が悪いと言って出てこないものもいれば，遅刻するもの，あるいは苦情を申し立てるものもいた」（組頭中奔走人員ノ手配スル中ニ故障ヲ申シテ出ザルアレバ遅刻ニ至リテ出ルアリ，或ハ苦情ヲ述ブルアリ）という非協力ぶりである。

説諭書は最後に「このような心得違いの住民がいるのであれば，堤防建設はさておき，今後水害が発生した際に救助を願い出ても聞きいれることは無い。住民はこの事態を理解し，今後は水害の無い場所に移転するか水害があっても開拓使に頼らず生活する方法を申し述べよ」と住民に迫っている。



図1. 波止場（水制工）の位置。

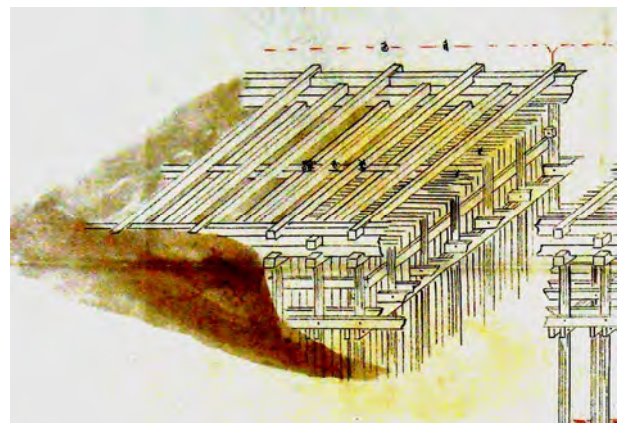


図2. 波止場の設計図。



図3. 本町地区の波止場。

付け加えると、水防工事の資材や人夫賃金は、史料3、5にあるように開拓使が支出した。水防工事に協力した住民にも賃金が支払われており、彼らはタダで協力した訳ではないのである。さらに「回答書」によれば働きの良いものには割増まで出していたという。開拓使の怒りはなおさらであったろう。

これに対する住民側の「回答書」は、明治4年春の水害により船場町の大部分が流された後、様々な水防施設が開拓使の出費により建設され、民心も安定してきたことを開拓使にまず感謝している。しかし住民たちは、今回の水害でそれらの施設の大半があつという間に流失したためショックを受け、水防工事も手に付かない状態であったのだと述べている。さらにこれまで何度も大火や水害の被害にあっており、開拓使の救助を得ることが当たり前になってしまっていると自ら反省し、その上で、無知で貧しいものばかりで移転の為の力も無く、開拓使に頼らない方法も無いことから寛大な処置を願いたいとしている。

さて、この回答書に添付された区務所の意見書が「歎願書」である。嘆願書を見ると区務所でも住民の非協力的な行動に嫌気がさしたらしく、説諭書と同様に当時の住民の行動を挙げて非難している。

例えば流失しそうな家は、あらかじめ解体して木材の流失を防ぐのだが、これをタダ働きの苦役と考え連絡しないものがあつたという。これには区務所側も憤懣やる方無く「実に無頼の徒と云うべき（実ニ無頼ノ徒ト云テ可然）」と述べている。石狩市街は将来安定する見込みが無く、住民は何かと開拓使の援助をあてにし、自立する目途もない。そんなところに大金を投じるのは無益なことである、水害や火事が多いことは確かだが、これほど開拓使の援助を要求する住民は居ないだろうと述べている。

## 解 説

### 1) 明治12年の石狩本町市街

もともと石狩本町市街は、近世後半には石狩川流域に設定された「場所」総ての交易を行う元小屋（運上屋）が建てられるなど内陸交通、交易の要地として知られた。この頃の市街は、河口から元小屋（現在の弁天歴史公園付近）周辺に集中していた。

安政5（1858）年にいわゆる「イシカリ改革」により場所請負制度が廃止され、石狩への通行、居住も自由になった。本格的に市街地が形成されるのは、これ以降のことである。明治3年に兵部省から北海道開拓使に管轄が変わった頃から急速に市街が発展し、明治9年頃にはほぼ現在の本町市街と同じ範囲に街並みが形成されていた（工藤、2009）。

史料の標題となっている「区務所」について行政区画の変遷とあわせて簡単に触れておく。石狩は、それまで「石狩」「石狩表」などと呼ばれていたが、明治4（1872）年に左岸に親船町ほか7町、右岸に八幡町、若生町の町名がつけられ本町地区の町名が定まった。明治7年2月に開拓使本庁管下が札幌郡、石狩郡などの郡と大、小区に区画され、さらに明治9年に北海道全体が大区和小区に区画され、大区に区長、小区に戸長が置かれた。石狩郡は第二大区に属し、一小区は本町、親船町など左岸の8町と花畔村で、二小区は八幡町、若生町と生振村、三小区は当別村であつた（石狩町編、1986）。

石狩を管轄する行政機関は、明治4年9月に北海道開拓使石狩出張所が設置された後、開拓使本庁民事局石狩派出所から同石狩分署と変遷した。明治11年1月には石狩が札幌本庁直轄となったことから石狩分署が廃止され区務所が設置された。次いで明治12年7月に郡区市区町村制が実施され、本町など10町と花畔村、生振村、当別村が石狩郡となった。このとき区務所も廃止され、石狩厚田浜益上川樺戸雨龍空夕張郡役所が設置された。本史料はちょうど札幌本庁直轄の区務所の時期にあたるわけである。

当時の人口を見てみると、明治3年に石狩川河口部両岸にある本町以下9町は657人であつた

(注1) . これに対し水害のあった明治12年1月の「第二大区一二三小区村町別人口表」(注2)では815人となっており、約10年で150人増加したことになる。また、この資料から本町地区8町の人口を抽出すると660人となり、河口部の人口の8割が左岸に居住していたことになる。

それではどのような人々が住んでいたのだろうか。明治12年の「開拓使石狩郡職分総計」(注3)から石狩郡全体の職種別人口比を見ると農業が約48%、商業が約22%、漁業、雑業が10%強、大工等の工人及び雇人がそれぞれ約4%前後となっている。石狩本町地区は日本海と石狩川に挟まれた細長い砂嘴にあって農地に適した土地が無く、したがって農民もいなかったことを考慮すると、農業を除けば当時の本町地区の状況にある程度反映していると推測できる。おそらく商業が最も多く、それに次ぐ漁業、雑業で住民の大部分を占めていたと考えられる。

表1. 「明治十二年一月開拓使石狩郡職分総計」より。

職業	人数	比率
農業	459	47.5
商業	209	21.7
漁業	107	11.1
雑業	102	10.6
大工等	42	4.3
雇人	36	3.7
官員・巡查	7	0.7
神官・僧侶	4	0.4
合計	966	100.0

## 2) 石狩本町地区の税負担

開拓使からの「説諭書」には「石狩の住民は漁民を除いて納税なし」という記述がある。洪水の前年である明治11年の北海道全体の税収は、32万166円余であった。このうち31万2877円余、つまり税収の約98%は北海道物産税である。北海道物産税は江戸時代の運上金を引き継いだもので、石狩の漁民たちも鮭の漁獲から10~20%の割合で現物を納入していた。

この頃の北海道物産税の比率が税収全体に対し極端に高いのは、米などによる年貢がほとんど見込めず、鮭などの水産物の運上金に頼っていた江戸時代以来の産業構造に大きな変化がなかったからである。開拓はまだ緒についたばかりで、本州と異なり税収の収入の基となる地租を賦課できる農地が少なかった。明治11年の北海道全体の税収のうち、地租は0.7%の2,494円余りであった。宅地は農地に比べて地価が安く、地租も低かった。そのため石狩郡の宅地分の地租はわずか4円余である。(大蔵省編, 1885) このほかに幾つかの雑税もあったが税収全体の中ではわずかなものであった。こうして見ると漁民を除く石狩の住民が税金を払っていないという開拓使の言い分は、あながち間違いとは言えない。しかし、こうした状況は、石狩だけではなく全道的な傾向であった。

## 3) 住民の組織化

通常、このような水害の際は、住民によって編成される消防団、自警団が対応にあたる。石狩本町市街において消防団(組)が結成されるのは、ちょうどこの水害が発生した明治12年のことであった。

実は石狩本町市街は、明治9年、10年と立て続けに大火が発生し、市街の大部分が焼失する事態が発生していた。たまりかねた開拓使は、翌11年に官費により消防組の設置を指示したのである。(石狩町編, 1997)

しかし、消防組があったとしても十分に機能しなかったかもしれない。なぜならこの頃石狩の住民の多くは3月から5月までの間、厚田等の鯉漁場に出稼ぎに行っており、老人と子供しか残っていなかったからである。3年前の明治9年5月に起こった大火の際、延焼を防げなかったのは「当節鮭漁中ニテ四方ニ出稼老若ノミ多分留守能在候間消防方別而行届兼候由」とされているのである(注4)。このように見ると、当時の本町市街はまだ防災のための住民の組織化が未成熟な状態であったと言えるだろう。住民たちの洪水に対するあきらめの背景には、このような状況も影響して

いたのではなかろうか。

### おわりに

本史料からは洪水時の石狩市街の生々しい状況はもちろんだが、一般に記録に残りにくい住民たちの洪水に対するあきらめのような感情や開拓使の住民に対する不満など興味深い内容が含まれている。またその中から住民たちの身勝手さ、官への依存心、愛郷心の無さを読み取ることもたやすいかもしれない。しかし、開拓使から「もう面倒は見ないから好きところに住むがいい」と突き放された後も住民たちは、そのまま住み続けた。この後、本町地区は石狩町の中心市街として歴史を重ねることになるのである。それは一体何を意味しているのだろうか。

我々は、明治12年の石狩本町市街は「若い」市街であったということをおぼえてはならない。市街の半分は、明治9年、10年と立て続けに起こった大火で焼け、その後に再建されたばかりであった。住民の大部分は安政5年に始まるイシカリ改革以後に移住したもので、その居住期間は長いもので20年程度、大部分は10年に満たなかったろう。半数近くは商業や雑業に携わる人々で、石狩に定住をしているものの春の数か月は石狩を離れ、鯉漁場で働く者が多かった。農地と密接な関わりをもつ農民がおらず、居住地に対する愛着、執着は農村部に比べ醸成されにくかったのではないかと推測される。消防組のような自主防災組織もようやく結成されたばかりであった。そのような町でこの水害とそれに続く一連の事件は起こった。

本史料は、石狩という街が、そして住民が成熟していく過程を示す史料として読むことができる。それは、移民たちが新しいコミュニティをつくった歴史という側面をもつ北海道の近代史のなかで、少なからぬ意味を持つものと考えられる。

ところで明治12年という年は、石狩の住民にとって大きな出来事の続いた年であった。洪水のほか、一旦は決定されていた石狩川河口付近に港を建設し、鉄道で幌内炭鉱と結んで石炭の積み出

し基地にする計画が中止になったのもこの年である。おそらくこの中止決定は、住民に少なからぬ衝撃や動揺を与えたものと考えられる。

形成されつつあった石狩の中心市街とコミュニティの姿を明らかにするためには、当時の石狩を取り巻いていた様々な問題を分析することが必要になるであろう。

**謝辞：**本稿をまとめるにあたり、北海道大学付属図書館北方資料室、北海道立文書館には、資料調査等にご協力をいただきました。石狩市郷土研究会村山耀一会長には、史料の解説にあたって種々ご教示いただきました。また、日頃から資料検索などについての協力を頂いている石狩市民図書館、いしかり砂丘の風資料館の同僚、諸先輩に感謝の意を表させていただきます。

### 注

- 注1 『地誌提要 札幌本庁原稿 石狩国』（道立文書館所蔵・簿書7066）  
 注2 『明治十三年石狩各町村人口調』（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵・別 312-Ish）  
 注3 注2に同じ  
 注4 「石狩町焼失之顛末御届」『開拓使公文録 本庁上申』（道立文書館所蔵・簿書5842）  
 注5 「石狩市街移転願ニ係ル件」『札幌県治類典 土地測量 第巻』（道立文書館所蔵・簿書8070）

### 引用文献

- 石狩町編，1986. 石狩町誌中巻1. 石狩町.  
 石狩町編，1997. 石狩町誌下巻. 石狩町.  
 工藤義衛，2009. 明治9年石狩町大火と市街地の形成. いしかり暦（石狩市郷土研究会誌），22：9-18.  
 大蔵省編，1885. 北海道開拓使事業報告第5巻. 大蔵省.  
 図1. 水制工（波止場）の位置：「石狩川之絵図」（明治8年 開拓使公文録（北海道立文書館所蔵・簿書5863））.  
 図2. 水制工（波止場）の設計図：「石狩川堤防吻枠

図」明治8年 開拓使公文録（北海道立文書館所蔵・簿書5863）。

図3. 本町地区の波止場：「石狩川河口全景2」北海道大学附属図書館北方資料室所蔵・軸物23（2）。

各区務所往復 明治十二年一月 戸籍課

1. 石狩川洪水之儀ニ付上伸

	㊟ (欄外)	㊟ (欄外)
「号外」 (朱書)		㊟
割印] 本庁		第二大区
	戸籍課	区務所 ㊟
	御中	

石狩川洪水之景況副区長松田俊蔵ヨリ別紙之通上伸仕候間、御差入之上御所分被下度候也

明治十二年五月一日

石狩川洪水之儀ニ付上伸

石狩川洪水ニ付川岸追々欠崩之次第ハ此間奉上伸候処、其後日増ニ欠崩シ心痛至極ニ付堤防方之義戸長総代組頭等へ種々相談仕候得共、元来砂地ニ付杭打土俵据付等ノ手当仕候ニモ水底岸ノ方ヨリ欠一時ニ打流シ中々防方可及モノニ無之旨申出ニテ昨今不案内之所、従前洪水之様子モ不相変殆ト供手困苦罷出候折柄「此段」(後筆)佐藤権小書記官殿御着任右時、当川洪水ニ付而ハ川岸ヨリ追々欠ケ崩レ路ニ民家際ニ及フ程ノ所モ相見手当方区長ニ於テ不法適ナル様相見候趣ニ付、終身恐縮之段申計リ無之、追テ戸長総代市中組頭方不残呼集メ此間中ヨリ段々筋通水防之手当中々不行及趣ニ候得共、右之通佐藤殿ヨリ御沙汰ヲ承り候テハ実ニ恐縮成義此上ハ及フト及ハザルハ免ニ角一同「一ト」(後筆)尽力致呉候様致度旨然々該ニ及フ所尤ニ聞在於土木課出張官員木藤八等属殿ニモ手当方ノ見込相伺候上

昨日市中男女方不残差出シ尤西ニ有合ノ杭明キ俵縄菰等ヲ以テ欠崩ヶ所七十間時夫々ノ手当為致候処、今朝ニ至リ九分通打流シ昨日人夫始該所費ヤセシ跡形モナク相成於、本日モ多数打出区務所ヨリ「モ」(後筆)不残打出夫々指揮手配罷出義ニハ候得共、到底本日ノ模様ニヨリ追々居家取崩候外無之ニ付目今ノ景況一先奉上伸候也

第二大区副区長

明治十二年五月一日

松田俊蔵 ㊟

開拓大書記官調所廣丈殿

2. 石狩川洪水之景況再上伸右ニ付御手入被成下度願

五月六日掛 (欄外)	㊟ (鈴木・欄外)
	㊟ (長谷部・欄外)
番外	㊟
本庁	第二大区
戸籍課	区務所 ㊟
御中	

石狩川洪水ニ付副区長松田俊蔵ヨリ景況上伸是御手入被成下度願別紙之通差出申候御受入之上御所分被成下度候也

明治十二年五月四日

石狩川洪水之景況再上伸右ニ付御手入被成下度願

当石狩川洪水之景況ハ過日一日附ヲ以テ奉上伸候通、市中惣力ヲ以テ水防ノ手当仕候得共何分不行届一昨日二日ニ至リ船場町通居家七戸取崩シ申候、然ルニ昨朝土木課出張官員木藤良吉殿ヨリ談シ有之候ハ、波止場六ヶ所有之内上ノ方ヨリ追々欠ケ流レ残ル三ヶ所ニ相成其内上ノ波止場モ危ク相見其俣差置候得ハ随テ下二ヶ所モ打流候ハ相見候儀、左様相成候得共「者」市中一体ノ難儀モ差見就テ修繕防キ方之儀屢本課へ申達候得ハ、何等ノ御沙汰無之去リ迎此俣難捨置且ツ市中民力モ尽キ候程ノ様子ナレハ到底官ノ御救助ヲ仰キ候外有之間敷候得共、其時間無之依テ区務所へ相談成丈「人夫」（加筆）差出相及丈ケ波止場ノ手入致度、赴尤至極成儀ニ付石狩市民ハ連日ノ働キ疲勞モ有之候得共、惣出之儀申諭其他生振花畔両村ヨリ人数ノ加勢ヲ受四号ノ波止場存分手入致「申」（後筆）候其下モ製煉場下タニアル波止場ハ昨夕相流其下モ波止場迎モ大分弱リ候様ニ相見、本日モ船場町ノ内居家二戸取崩シ駆通表通モ追々欠崩シ板蔵モ危キニ付、本日ヨリ取崩シ掛リ申候処中々引キ水ノ気色無之此先キ如何様ニ成行可申哉心痛至極ニ奉存候、且ツ区内花畔村ノ内二戸根太上江水押上ケ其内一戸ハ茨戸ノ御蔵へ引移シ一戸ハ淀川船ヲ家ノ内へ入レ相凌キ居候由、同村総代申出ニ付兼テ賑恤御手当ノ御成規モ有之儀ニ候得ハ、右へ照準飢渴ニ不至様村中ニテ一時救助致置候様申聞、其他区内各郡村所々水害有之候得共、目今何分審査難行届追々実施見分ノ上上伸可仕候処、先以本日迄ノ景況奉上伸候最早民力モ尽果テ候程ニ相至リ申候間何卒官ニ於テ御手入市民安堵ニ至リ候様御所分被成下度深々奉懇願候也

第二大区副区長

明治十二年五月四日

松田俊蔵 ㊤

開拓大書記官調所廣丈殿

※この後に「石狩川洪水之景況再上伸右ニ付御手入被成下度願」の同文が添付されていたが省略した。

### 3. 石狩川洪水ニ付水防入費仮ニ御下渡願

㊤

番外

割印] 本庁  
戸籍課

第二大区  
区務所 ㊤

石狩川洪水ニ付水防入費仮ニ御下渡願別紙ノ通副区長松田俊蔵上願候間御査入ノ上至急御所分被下度及御照会候也

明治十二年五月八日

石狩川洪水ニ付水防之為メ客月以來召使候人夫賃金並諸品買上代之義、追テ精算之上御下ケ渡可奉願之処、未タ引水之様子モ相不分候間、是迄召使候人夫賃並市店ヨリ買上候代金焚出料共ニ見込先以金三百五拾円仮ニ御下ケ渡被下度此段奉願候也

第二大区副区長

明治十二年五月八日

松田俊蔵 ㊤

開拓大書記官調所廣丈殿



調所 印

「願之趣聞届候事」(朱書) ○(朱丸)

御立替米願

当石狩川水防人足焚出米之儀是迄面々有合ヲ以テ取賄居申候処多人数ノ飯米数日ニ相成市店白米モ追々尽果テ候様ニ相成申候間本日ヨリ人夫相雇為替立候外無御座就テ奉上願候モ恐縮ニ御座候得共当御藏御有合米式拾石仮ニ一時御立替御下ケ被成下度此段奉願候也

第二区副区長

明治十二年五月 日

松田俊蔵 印

開拓大書記官調所広丈殿

調所改印(朱書)

「願之趣聞届候事」(朱書) ○(朱丸)

番外(朱書)

石狩出張

第二大区副区長

割印] 辰野 宗城殿

松田俊蔵 印

水防人足焚出米入用当御藏御有合米一時御立替被成下度願別紙之通差出申候御査入之上御処分被成下度候也

明治十二年五月八日

調所 印

「願之趣聞届候事」(朱書) ○(朱丸)

番外(朱書)

石狩出張

第二大区副区長

割印] 辰野 宗城殿

松田俊蔵 印

当石狩川洪水ニ付水防之人足共へ御手当被成下度願、別紙之通差出申候御査入之上御処分被成下度候也

明治十二年五月八日

※付け札

「別紙聞届之書類ハ木藤良吉手許ニ有之候事」(朱書)

#### 4. 御扶助奉願候書

去ル四月二十日ヨリ当石狩川雪解出水ニ及候処、追日満水ニ至リ川通並市街所々ニ欠込ミ宅地耕地ニ水溢レ損害ノ地多数有之ニ付、別紙ヲ以屢御届申上候通稀成洪水ノ災ニ罹リ、花畔村端茨戸川際永住御使下土族川村三助外平民二戸并大川筋東付札幌太居住旧土人共居合ノ者四戸洪水ノタメ居家皆水底ニ埋メ、難止得近傍ノ小高キ地ニ立去リ水災ヲ避ケ或ハ保津船川船等ニ乗移リ危急ヲ取凌キ、既ニ二十有余日間ノ内産業ヲ不営多日之内水防等ニ罷在候ニ付、目下ノ窮民如何共今日ニ差迫リ可凌様無之甚々難渋罷在候間御立被置候

工藤 義衛：各区務所往復 明治十二年一月

御成則之通何卒御仁恤ヲ以御扶助米被成下置度奉願上候依テ、人員姓名等取調書相副此段奉歎願候也

明治十二年五月 日 副戸長 鈴木 徳右エ門 ㊤

石狩郡

戸長 田付 清左エ門 ㊤

開拓大書記官 調所 廣丈殿

「願之通 明治十二年五月廿二日 ㊤」(朱書)

## 5. 石狩市民ノ儀ニ付奉歎願書

㊤

㊤

第五百号

㊤

本庁

第二大区

戸籍課

区務所 ㊤

割印] 御中

石狩市民生活上ニ付副区長松田俊蔵別紙之通上願候間御査入之上御処分被下度候也

明治十二年七月廿四日

石狩市民ノ儀ニ付奉歎願書

本年石狩川洪水ニ付而ハ川岸欠流レ既ニ家屋ヲモ押流候程ニ付水防手当尽スト雖トモ追々暴漲数日ニ及ヒ夫ニ加為一昨年萬金被為遂御建築ノ波止場ハ追々押流シ市中過半流失ニモ可及形勢之所、書記官殿ヲ始官員方御出張防禦之御指揮被成下一ト先市民安穩ニ相成候段深々難有仕合奉得候、

頃日平水ニハ相成候得共一体砂地ニシテ此儘差置候得ハ川洶連々欠ケ流市中軒下ニ及フハ顯然成義、本年中是非トモ水防手当不致候而ハ不相成候得共市中貧民ノミ者大金相遂リ候ニ付民力ニ難及官ノ御救助ヲ仰キ候外無之義ニ候得共、委細過日洪水之際官員方御見聞モ被為奉候通村吏方市中奔走水防人夫ノ手配スル中カニ故障ヲ申テ出サルアレハ遅刻ニ至リ出ルアリ或ハ苦情ヲ述フルアリ只モノ苦役サルル様ニ考ヒ面々ノ居家今ニ流ルルヲ崩知セサルアリ、実ニ無頼ノ徒ト云テ可然者右始不心得之者有之候而ハ不相濟義ニ付別紙甲号之通説論書ヲ以テ市中總代組頭方相口伝候処乙号写之通答書差出シ其旨趣当市街之儀ハ永久生活安住之見込ナク動モスレハ官救ヲ仰ク之外他念ナクシテ更ニ憤然致心無之自立營業ノ目途無之程之所へ大金相遂リ候堤防御建築等奉願候ハ実ニ恐多ク且ツ無益之事者ト奉得候条、可相成ハ相当之御手当金ヲ以テ永久生活安住相成程之所へ移転被得付被下候ハ、市民ノ幸福不過之而已ナラス永來堤防御手当願ニモ不及旁可然外水火之難不得正義ニハ候得共当石狩市民ノ如ク官救ヲ仰キ候ハ当道何レ之郡民ニモ有之間敷者ト想像区吏之立場ニ於テ恐縮至極ニ付不顧遠無異見之程奉上申候深厚御詮議被成下度奉歎願候也

第二大区副区長

明治十二年七月 松田 俊蔵 ㊤

開拓大書記官 調所 廣丈殿

甲号写 (欄外・朱書)

夫レ人タルノ道政府ノ保護ヲ蒙ラサレバ一日モ安穩ニ生活スル能ハス、故ニ人民ニ於テハ租税ヲ上納シ官ニ於テハ其金ヲ以テ萬事ノ費用ニ充テセラレ御保護被成下ニアラスヤ、然ルニ当石狩市中漁民ヲ除クノ外未タ以テ租税ノ上

納ナシ、然リト雖トモ官ニ於テハ其人民ヲ御憫ミアリテ此市街保存ノ為メニ一昨年来万金ノ御入費ヲ以テ堤防波止場御建築 被成下、今般洪水ニ付テハ調所大書記官殿始御出張ノ上莫太ノ御入費ヲ以テ水防御手当被成下市民出面エ賃錢迄被下置候

天恩ノ難有コトハ如何ニ頑愚ノ人民ト雖トモ其心得ナクテハ不相成儀ニハ有之間敷ヤ、過日組頭中奔走人員ノ手配スル中ニ故障ヲ申シテ出ザルアレバ遅刻ニ至リテ出ルアリ、或ハ苦情ヲ述ブルアリ、是皆天理人道ヲ知ラサルモノニ非スシテ何ゾヤ追日減水ニ随ヒ堤防ノ手当ナケレハ必ス市街ノ人民安住スル能ハサル顯然ナレトモ右ノ如キ心得違ノ者アルニ於テハ堤防ハ扱置将来水害アルモ官エ對シ御救助ヲ上願スルノ道更ニ無之事ニ候、市中ノ人民此意ヲ了解アリテ追々水害ナキ方ヘ移転スルカ将来水害アルモ官ヘ御救助ヲ仰カスシテ生活スルノ方法見込候議ノ上可被申出候也

十二年五月 第二大区々務所

市中總代

組頭 御中

乙号写 (欄外、朱書)

本使御開拓以来去ル明治四年三月中当石狩川大洪水ニ付、該地川端近傍旧船場町ノ民家悉ク流失其後ニ至リ追々官ニ於テ市民安住ノ為深ク思召鴻大ノ萬金ヲ以テ水害ヲ防ノ堤防挫出数ヶ所御建築相成、市一統安堵罷在候処、本年四月下旬亦々大洪水ニ付莫太ノ御入費ニテ御建築ノ堤防頓急欠崩レ空敷流失市民一統驚愕仕水防ノ手当如何可致目的モ無之稍手拱心毀罷在候、折柄大書記官御始其他ノ官員衆御出石被下置莫太ノ御入費ヲ以水害ノ予防ヲ被為書出働ノ者エ出面ノ賃錢被下置候其外強稼ノ者へ別段水防御手当被下置候段、天恩御撫恤市民一統骨隨ニ徹シ難有奉感佩候然ルニ当市民ノ義ハ火水ノ害憂ニ罹ルコト都度々ニシテ官ノ御救助ヲ仰ク耳萬部一ノ微力尽ササル事實ニ人民情ノ諒務ヲ失ヒ勝ト顧慮仕、到底当市街ノ義込モ永久生活安住ノ見込モ更々無之昼夜焦思苦心スレ共、何分頑愚貧民而已ニテ移転ノ術力モ無之協議ノ端末ハ御救助ヲ不仰ノ良法無之只顧寛太ノ思召ヲ載度奉存恐縮ニ候得共、御質問ニ付以連署此段御答迄上申仕候也

同  
明治十二年六月 小山 泰蔵 印  
同  
高橋 幸助 印  
同  
村山 和三郎 印  
同  
古谷 長兵衛 印  
同  
赤石 與市 印  
同  
石川 七五三 印  
同  
森山 友太郎 印  
組頭  
山田 久五郎 印  
同  
高嶋 晴信 印  
同

工藤 義衛：各区務所往復 明治十二年一月

横山 初太郎 印

同

増川 菊治郎 印

町総代

岩田 甚兵衛 印

第二大区

区 務 所 御 中

※この後「石狩市民ノ儀ニ付奉歎願書」の同文が添付されていたが省略した。